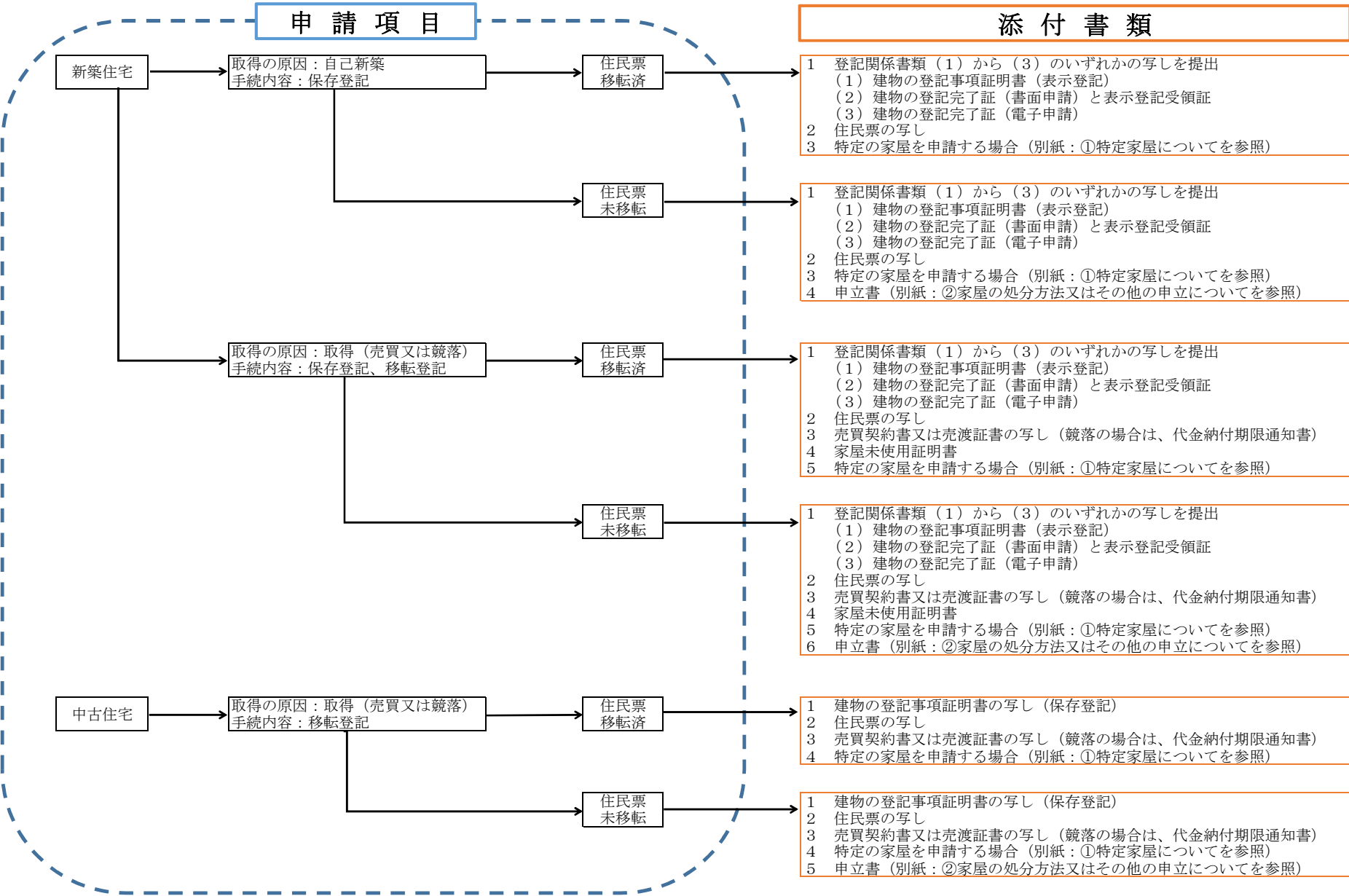


# ○住宅用家屋証明書の申請に係るフローチャート



## 【注意事項】

- 申請の際は別紙の注意事項を確認の上、ご提出ください。
- 添付書類欄の「①特定家屋について」、「②家屋の処分方法又はその他の申立てについて」に該当する場合は別紙をご確認ください。

## ①特定の家屋について

- (1) 特定長期優良住宅  
次の書類の写しを提出してください。  
1 認定申請書の副本、認定通知書  
2 変更認定申請書の副本及び変更認定通知書（※1）  
※1 譲受人を決定し認定の変更申請を行った場合は提出すること。
- (2) 認定低炭素住宅（※新築又は建築後使用されたことのない家屋を取得した場合に限る）  
次の書類の写しを提出してください。  
1 認定申請書の副本、認定通知書  
2 変更認定申請書の副本及び変更認定通知書（※2）  
※2 低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は提出すること。
- (3) 昭和57年1月1日より前に建築された家屋  
次の1～3の書類の写しのうちいずれかを提出してください。  
1 耐震基準適合証明書（当該家屋の取得日前2年以内に当該証明のための家屋調査が終了したものに限ります。）  
2 住宅性能評価書（当該家屋の取得日前2年以内に評価されたもので、耐震等級が1、2又は3であるものに限ります。）  
3 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証明書（当該家屋の取得日前2年以内に契約されたものに限ります。）
- (4) 木造・軽量鉄鋼造などの区分所有建物で耐火建築物又は準耐火建築物である場合（※3）  
次の書類のいずれかの写しを提出してください。  
1 建築確認済証及び完了検査済証、建築確認申請書  
2 建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く）の証明書等  
※3 登記簿上の構造欄の主たる構成材料の記載が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造以外の区分所有建物については提出すること
- (5) 低層集合住宅の場合  
次の書類の写しを提出してください。  
1 国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅生産課の取扱い）が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書
- (6) 併用住宅  
次の書類の写しを提出してください。  
1 居住の用に供する部分が床面積の90%以上あることを証明する書類（図面等）
- (7) 租税特別措置法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた家屋（建築後使用されたことがある家屋で増改築等工事（リフォーム）がされた家屋を取得した場合に限る）  
次の書類の写しを提出してください。  
1 増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率軽減の特例用）（※4）  
2 保険付保証明書（給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていることを証する書類）（※5）  
※4 特定の増改築等が行われた中古住宅を宅地建物取引業者から取得した場合のみに限り提示が必要です。  
※5 特定の増改築等が行われた中古住宅を宅地建物取引業者から取得し、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事費用が50万円を超える場合のみ提示が必要です。  
（注意）当該家屋の申請手続の際は、発行条件及び申請書類等を確認いたしますので、事前にお問合せください。

## ②家屋の処分方法又はその他の申立てについて

未入居の申立書の添付書類（現住家屋の処分方法）として、次の該当する項目の疎明書類のいずれかを提出してください。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| (1) 家屋を売却する場合<br>1 売買契約書の写し（予定可）<br>2 不動産業者等との媒介契約書の写し  | (3) 借家、借間、社宅、公営住宅等の自己所有でない場合<br>1 賃貸借契約書の写し<br>2 現在家屋の使用許可証（社宅証明書も含む）<br>3 家主からの居住証明書 | (5) 自己所有の家屋に親族が居住する場合<br>1 居住する親族からの上申書<br>（現住家屋に今後申請者が居住用として使用しないことの証明） |
| (2) 家屋を賃貸する場合<br>1 賃貸借契約書の写し（予定可）<br>2 不動産業者等との媒介契約書の写し | (4) 親族の所有する家屋の場合<br>1 家屋を所有する親族からの上申書   | (6) 取壊す場合<br>1 工事請負契約  |
- ※現住家屋の処分方法が未確定（疎明書類が用意できない）、又は入居が2週間以上後になる場合、入居が登記後になる理由として、次の該当する項目の書類のうち、いずれかを提出してください。
- |  |   |   |
|--|---|---|
| (7) 抵当権設定登記を急ぐ場合<br>1 金銭消費貸借契約書の写し<br>2 売買契約書の写し<br>3 貸付け等に係る債務の保証契約書（抵当権設定契約書）の写し | (10) 単身赴任の場合<br>1 家族の住民票の写し及び申請者の在職証明書（家族が入居することが条件です。） | (13) 本人又は家族の病気の場合<br>1 治療期間が記載された医師の診断書の写し                                |
| (8) 学校関係の事情の場合<br>1 在園・在学証明書<br>2 学生証の写し   | (11) 海外赴任の場合<br>1 在留証明書の写し及び在職証明書                       | (14) 前住人が未転出の場合<br>1 引渡期日のある売買契約書等の写し                                     |
| (9) 家族での転勤の場合<br>1 赴任先及び期日のある在職証明書   | (12) リフォームの場合<br>1 リフォーム請負工事契約書の写し                      | (15) (1) から (14) に該当しない場合<br>1 事前に担当課に御相談ください。（市民税課税制係TEL：046-225-2012直通） |

## 注意事項

- 申請時の添付書類は返却できませんのでご注意ください。
- 当該証明書の申請は、自己新築後又は取得後1年以内に登記する際のみ発行されます。
- インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載され、当該照会番号及び発行年月日により登記情報を確認できる時に限り、登記事項証明書に代えることができます。
- 家屋の所在地番及び家屋番号は、法務局へ登記した内容（登記事項証明書等のとおり）で記入してください。（小字名や、「丁目」、「番地」などを省略しない。）
- 未入居の場合は申立書の提出が必要です。入居・未入居については、住民票の移動をもって判断します。また、申請書及び申立書の入居予定日は申請年月日から2週間以内となります。
- 住民票はマイナンバー（個人番号）未記載のものでご提出願います。
- 1度に10件を超える申請の場合には、発行までに日数を要しますので、事前に御相談ください。
- ①特定の家屋について（7）租税特別措置法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた家屋の申請手続の際は、事前にお問合せください。

## 【お問合せ先】

〒243-0201 神奈川県厚木市中町3-17-17 厚木市役所市民税課税制係（本庁舎2階5番窓口）  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで 電話046-225-2012（直通）